

避難行動要支援者市民相互支援ネットワーク

●避難行動要支援者市民相互支援ネットワークとは？

市では、避難行動要支援者の状況を日頃から把握し、災害時にいち早く安否確認ができ、迅速な初期支援活動につなげるための市民相互支援ネットワークづくりを行っています。

●避難行動要支援者の範囲は？

市内に居住する高齢者、障害者その他の特に配慮を要する方（要配慮者）のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する方を、避難行動要支援者と定めています。

避難行動要支援者は、下記の範囲に該当する方々です。

- (1) 75歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に属する方
- (2) 次のいずれかに該当する方
 - ア 身体障害者手帳の交付を受けている方で障害の程度が1級又は2級に該当する方
 - イ 愛の手帳を受けている方で障害の程度が1度、2度又は3度の方
 - ウ 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障害の程度が1級又は2級に該当するひとり暮らしの方
- (3) 介護保険法に規定する要介護状態区分が要介護3から5までの認定を受けている方
- (4) 上記のほか災害時において支援が必要な方

●申込み方法は？

自力での避難に不安のある高齢者や障害者の方は、「避難行動要支援者登録カード」を市役所まで提出してください。

●共有する情報は？

皆様からの情報は、各行政機関で共有し、自治会・自主防災組織等の支援団体、民生児童委員等は、必要最低限度の情報（氏名、年齢、住所、電話番号、身体上の状況）を地域に限定して共有します。

●情報の管理は？

各支援団体の責任者が厳重に管理し、個人情報の保護に努めます。

●名簿の使用は？

災害時における支援と、防災訓練を始めとする防災活動に使用し、それ以外には使用しません。

●登録にあたって

災害発生時は、支援者自身に不測の事態などが発生する可能性もあります。名簿に登録いただきましても、確実な避難支援や安全を保障できるものではありませんのでご了承ください。

【問い合わせ・申込み】 稲城市役所 福祉部生活福祉課地域福祉係

電話 042-378-2111（内線212・213）